

新潟県立新井高等学校

同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、新潟県立新井高等学校同窓会という。
- 第2条 本会は、事務局を新潟県立新井高等学校内におく。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦向上とあわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会が必要とする地区に支部をおくことができる。
- 2 支部の規約は支部ごとに定める。

第2章 会員・客員

- 第5条 本会の会員は、新潟県立新井高等学校（郡立新井農学校、町立新井実科女学校として開校以来現在に至る間の変遷の中で改編・改称となった学校を含む。以下「本校」と略称する）を卒業したものとする。
- 第6条 本校の現職員並びに旧職員は、客員とする。
- 第7条 会員は、入会するとき、入会金として6,000円を納める。
[入学時より、3年間にわたって2,000円ずつ分割積立する。]
- 2 本会の目的を達成するため、会員より事業協力金を徴収することができる。

第3章 役員

- 第8条 本会に次の役員をおく。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 若干名
 - ③ 会計監事 若干名
 - ④ 幹事 若干名
- 2 役員の任期は2ヵ年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 幹事の任期は、前項の限りではない。
- 第9条 会長、副会長、及び会計幹事は、総会において会員の中から選出する。
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 第11条 副会長は、妙高新井地区、上越支部、東京支部及びその他の必要とする支部より推薦された者並びに学校長より構成する。
- 第12条 幹事は、常任幹事、年次幹事及び事務局とする。
- 2 幹事は、会長の指示により会務を代行する。
 - 3 常任幹事は、会長がこれを委嘱する。
 - 4 年次幹事は、各卒業年次の卒業生より推薦し、会長がこれを委嘱する。

5 事務局は、会長が委嘱する。

6 事務局は、会長の指示により、本会の企画・運営並びに庶務会計を担当する。

第13条 会計監事は、会計を監査する。

第14条 役員会の構成は、会長、副会長、常任幹事及び事務局とする。

2 役員会は、随時会長が招集し、本会の運営について審議して決める。

3 議決は、出席役員の過半数の同意を必要とする。

第15条 会長は、本会運営について支部長会を随時招集し、意見を求める事ができる。

第16条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

第4章 総会・事業

第17条 総会は、会長が招集し、毎年1回6月に開催する。但し役員会が必要と認めたときは、随時に開催することができる。

2 総会は事業及び予算・決算の承認、役員選出、会則の改廃のほか、本会の方針等重要案件を審議して決める。

3 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

4 総会の議長は、副会長より選出する。

第18条 本会の事業は、第3条の会の目的達成のため、総会並びに役委員会において必要と認め議決した事項を行う。

第5章 会 計

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の経費は、入会金、事業協力金、寄付金その他の収益金で支弁する。

2 本会の基盤を強固にするため、基本金を積立てるものとする

3 基本金は消費してはならない。

但し、本会の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、役員会及び総会の議決を受けて、その一部を処分することができる。

附則 平成 5年10月30日一部改正

平成 8年 8月 1日一部改正

平成11年 4月 1日一部改正

平成17年 7月23日一部改正

令和 6年 6月22日一部改正